

# 農業水利改良事業の展開と水利慣行

—斐伊川下流域地域における—

渡部 晴基・竹浪 重雄\*

Haruki WATANABE and Shigeo TAKENAMI

A Study on the progress of water supply improvement enterprise  
and the traditional water utilization practice.

— on the lower area of Hii-river —

## は し が き

1. 一般に河川下流沿岸の沖積平野には水田が多く立地し、そこで行なわれる農業は水田単作経営が基幹となる。従ってこういった地帯における農業は、いわば水利利用の上になり立っており、そこでの農業生産力の発現は水利利用の規制を強くうけることとなる。すなわち水稻の生育には用水の適量の確保が必要であり、不足用水量の補給と、過剰水の排除が基本的な問題となる。そこでこういった地帯における土地改良事業は当然のことながら用排水改良を根幹とした農業水利改良事業が中心となり、最近ではその事業も総合的に、しかも大規模化の傾向をとりつつ進展されている。

ところで水利利用の具体的方法が因襲的な強固さを保って存続している場合に、これが水利慣行と呼ばれる。もとより慣行的といわれる水利利用にも農業経営との結びつきに合理的な側面がないことはない。しかしながら一般にある社会・経済的条件ないし技術的条件のもとで成立した慣行は、条件の変化とともに当然に変更があつて然るべきである。それが容易に変更されざるところに慣行の慣行たるゆえんが存在するのかも知れない。現実に経営をとりまく条件の変化あるいは経営自体の技術進歩等があると、固定的な従来の水利利用の方法が生産力上昇ひいては経営発展の阻害条件となる可能性が大きいし、またそのことを指摘した文献も多い<sup>(2)</sup>。われわれの問題意識の第1点も実はここにあった。ただしわれわれはこの問題に関して実際の水利利用主体である個別経営の段階までおいて問題解明にあたることをせず、主として農業水利改良事業の展開とのからみ合いにおいて、伝統的秩序として確立されている水利慣行との関係をみることを主目的とした。個別経営における水利利用の問題はいずれ稿を

改めて論じたい。

問題意識の第2点は水利利用の主導権をにぎる水利団体の性格を明らかにすることである。周知のとおり戦後の農地改革はわが国農業構造を根底からゆるがすところの出来ごとであった。農地改革による生産関係の変革は単に土地に関してのみでなく、おそらくは水についても起つたであろう。特に地主制の顕著であった地帯において、かつて水利団体を動かしていた地主層が、地域の水支配からどれだけ後退したか、あるいはしなかったか。この問題については結果的には何も解答を得ることができなかった。その理由は本県が福岡県とともに普通水利組合を認めず、すべて町村組合であったという特殊性による。その意味で問題意識の持ち方に再考を要する点があったし、また地域社会の生活や農業生産構造と緊密に結びついている水管理の担当者であるところの水利団体についてはなお明らかにすべき点が少なくない。

2. 調査対象地域は島根県東部に位置し、斐伊川、神戸川の両河川の沖積作用によって造成されたところで、一般に簸川平野と称され、行政区域からいえば出雲市、平田市、斐川町および大社町からなっている。簸川平野に包含される約7,000 haの耕地は島根県唯一の穀倉地帯で、耕地面積の4分の3が斐伊川および神戸川からの河川かんがい依存している。このように簸川平野の農業は河川かんがいに依存した水稻作経営が主体をなしていたために、農業水利慣行は温水時における用水配分に関するものが多く存在し、藩制時代から現在にまで襲用されてきているものも少なくない。当地域での本格的土地改良事業は、大正12年から着工された斐伊川改修事業により一応水害の脅威からのがれ水利改良の技術的前提が形成されて以降、昭和9年からの一連した県営土地改良事業の実施を中心に展開されてきたのである。簸川平野農業の詳細については多くの文献があるので参照されたい。<sup>(3)</sup>

\* 農業経営学研究室

## I 簸川平野における土地改良事業の展開とその意義

### 1. 藩制時代における土地改良事業

藩制時代における政治的支配者たちの農業生産力に関する関心は、つねに耕地の開発、特に治水、かんがい工事による水田の造成につよく向けられていた。松江藩の耕地事業については「島根県舊藩美蹟」<sup>(4)</sup>、「斐伊川史」<sup>(5)</sup>あるいは「島根県農地改革誌」<sup>(6)</sup>等に詳述されているが、われわれの調査対象地域である簸川平野についてみても、大楯七兵衛の神戸地方の開拓あるいは松江藩の直営工事である新川開さく等いずれも治水あるいはかんがい工事でもって耕地の開発をはかろうとするものであった。

大楯七兵衛の差海川開さく(1686)、高瀬川開さく(1687)および馬木岩樋・十間川開掘(1689)は彼の三大土功の偉業として今日にまで、その名を残している。彼の事蹟の詳細については先にあげた諸文献、特に「島根県舊藩美蹟」によってみられたい。ただここで指摘しておきたい点は、①彼の事蹟は農業用排水施設として約270年を経過した今日、なお立派に利用されていること、②その事蹟はあくまで農業用水改良が中心であり、例えば高瀬川に舟運の便が開かれたこと、あるいは諸方に開田がおこなわれたことなどはむしろ副産物とみるべきで、その主目的はあくまで農業水利改良にあったと思われる。③さらに彼の事蹟の中心が斐伊川左岸の神戸地方に集中していたことで、このことは当地方が洪水の危険性も少なく、斐伊川治水と直接関係がなかったことと大きな関係があるように思われる。

大楯七兵衛の事蹟に対して、松江藩の新川開さく事業は洪水防ぎょを直接の目的として行なわれたものであることは疑うべくもない。しかしながら一面藩はこの新川開さく事業に新田の造成をも意図していたと考えられる点である。すなわち新川開さくと同時に本流川内に新川敷地となった耕地200haの耕地にほぼ匹敵する170ha

の新田造成を同時に計画していたし、それとともに第1表にみられる通り、新川開さくの1832年から1889年に至る65年間の新田増加面積が極めて顕著であることから、少なくとも結果的には新川開さくを主工事とする藩の斐伊川治水事業が新田造成の進展に大いに関係があったと推測されるからである。新川は開さく後約100年の寿命を保ち、昭和15年(1940)斐伊川改修工事の一環として閉鎖され今日その姿をとどめない。しかしながら新川開さくは水利慣行に新たな松葉堰慣行を招来したり(後述)、特に斐伊川右岸の農業発展に及ぼした影響には極めて大なるものがあつた。簸川平野の農業は、そして特に右岸については斐伊川治水を軸として展開しているといっても過言ではあるまい。いずれにせよ藩制時代における当地域農業は斐伊川治水と大楯七兵衛の農業水利改良事業を2本の柱として展開されてきたのであって、このことは現在もお斐伊川改修事業と、県管各農業水利改良事業とが簸川平野の農業を左右している事実と本質的にかかわるところはない。

### 2. 耕地整理法制定と土地改良事業

明治期に入ってから簸川農業の動きについては明らかでないが、前掲表にみられる通り藩制時代から引きつづいて行なわれてきた新田造成は、なお依然としてつづけられていたと考えられる。

ところで藩制時代後期から発し、明治中期に開花した区画整理は、以後の米作中心主義と結合し、地主的要望を担いながら明治32年(1899)耕地整理法として農政の重要な支柱の一つとなった。なおこの直前には河川法、森林法も成立し、この頃治水、土地改良事業の法的整備が体系的になされている。

そもそも耕地整理事業は政府の援助をうけて地主がその推進力の中心となるものであった。当初耕地整理は区画の改良を中心としていたが、わが国の水田の改良においては労働の生産性を高めることよりも、土地の生産性を高めることに重点があつた。これはもちろん地主的要望からくるものである。そのため

区画の改良という耕作者的方向はただちに改められ、土地生産性を高めるための用排水中心に水田の改良が進められることとなる。これが明治42年(1909)の耕地整理法の改正(いわゆる新法)であった。この時期には水利組合法(明治41年)、臨時治水調査会の発足(明治43年)等によって治水、利水、土地改良に関する諸対策が確立され、つぎの時期への出発点を

第1表 旧出東村における田畑面積の推移

	田畑および新田畑面積	備 考
天明7年(1787)	424.3.4.04 <sup>町反畝歩</sup>	} 37年間に74.6町増 } 65年間に (官有地を除く) 650.5町増 } 27年間に19.6町増 } 12年間に 4.2町増
文政7年(1824)	498.9	
明治22年(1889)	1,149.4(別に官有地191.7) <sup>町</sup>	
大正5年(1916)	1,169.0( " 206.3)	
昭和3年(1928)	1,173.2( " 197.4)	

(注) 竹浪重雄稿：簸川平野における湿田農業の発達と土地改良後営農の問題点、島根農大研究報告 No. 9, S. 30, P. 3より引用。

つくったのである。すなわちこれ以後、東北地方の大地主地帯において有名な耕地整理が発展する。この明治42年の新法によって、それまで民間で改良を重ねていた暗渠排水も法に組み入れられ、法の保護と奨励をうけることになる。

第2表は大正2年3月末現在の県下耕地整理進度表であるが、県内において簸川平野と対比することができる能義平野を有する能義郡と比較して簸川郡の立ちおくれがかなり顕著にうかがわれる。竣工面積80町歩といえども、そのほとんどは郡内山間部であって、平野部とくに

斐伊川下流の平野部における耕地整理は大正2年現在ではほとんど未着手の状態であった。

大正5年に至って始めて新川以南耕地整理組合の設立をみるが、この事業もその対象地域は平坦部というよりはやや山寄りの地域であって、少なくとも平坦部に関する限り、全県の視野に立ってみるならば、耕地整理事業の立ちおくれは認めなければならない。その理由については新田造成優先説<sup>(7)</sup>、高うね苜蓿農法による小作人の労働犠牲説および斐伊川洪水説等<sup>(9)</sup>があるが、いずれにせよ簸川平野における土地改良は耕地整理法によって影響を

第2表 島根県耕地整理進度表（大正2年3月末日現在）

島 郡 市	設計調査面積	個所数	竣 工 面 積	個所数	工 事 中 面 積	個所数	工事未着手面積	個所数
八 東	1,024.3401 <sup>町</sup>	68	237.6610 <sup>町</sup>	23	212.9203 <sup>町</sup>	17	573.7518 <sup>町</sup>	26
能 義	1,339,1111	41	541.6101	17	151.3124	9	646.1816	15
仁 多	300,9720	34	47.2929	7	7.0928	3	246.5723	24
大 原	405.4918	50	61.7623	15	198.5307	11	145.1918	24
飯 石	145.0823	16	26.6118	4	83.6907	8	34.7728	4
簸 川	585.4814	18	80.3709	8	36.0414	5	469.0621	5
邇 摩	57.8605	8	36.8724	4	1.6321	1	19.3420	3
安 濃	222.6013	12	33.1018	4	2.2405	1	187.2520	7
邑 智	124.8100	37	18.8414	13	78.1906	14	27.7710	10
那 賀	371.3122	23	261.9420	19	109.3702	4	—	—
美 濃	217.9425	25	89.2102	14	76.3718	4	43.3605	7
鹿 足	130.6912	16	30.6792	7	31.5513	4	68.4600	5
隠 岐	243.3025	13	77.3509	4	30.2510	4	135.7006	5
計	5,169.0409	361	1,552.3426	139	1,019.2308	87	2,597.4605	135

(注) 島根県農会報第184号（大正2年8月）による。

受けるところ少なく、次項で述べる斐伊川改修事業をやや先行させつつ、昭和期に入ってから徐々に着手された県営農業水利改良事業まで持ち越されることとなる。

### 3. 斐伊川改修事業

年々の流砂の堆積による新川川底の上昇および流末河口の閉塞等により、明治期に入ると再び洪水の危険にさらされることとなり、明治6年、同19年そして同26年の大洪水を直接の契機として、斐伊川改修事業はようやく大正12年に着工されたのである。この斐伊川改修事業については「斐伊川改修40年史」<sup>(10)</sup>および「斐伊川史」<sup>(11)</sup>に詳細にわたって説明されている。

斐伊川改修事業は新川および流末分派川を一河川に整備統一し洪水の防ぎよをはかるものであったから、洪水防ぎよの目的と同時に後節で述べる県営土地改良事業を実施する場合の前提を築いたことに大きな意義があった。その他斐伊川改修後の効果について「農村地域社会の調査」<sup>(12)</sup>は次のように説明している。斐伊川改修事業が一応完成したため、直接斐伊川の影響をうける簸川平野

では、年々襲われる降雨期の洪水氾濫が除去され、田畑は美田と化した。なかでも特に顕著なことは、洪水時の宍道湖の滞水時間を著しく短縮し、作物の被害を軽減した。反面斐伊川改修事業にともなう大橋川改修によって宍道湖に塩水が逆流し、湖岸一帯は塩害をうけるようになったという逆効果もあった。また一般に河川改修は多大な耕地の犠牲を常とするため実施にあたっては非常に困難であるが、斐伊川改修の場合は第3表で示す通り斐伊川本流の川敷となる耕地面積398町歩に対して、廃川による耕地増加が355町歩もあり、実際に潰地となった耕地面積はわずか43町歩であった。このように斐伊川改修は耕地面積についてのみみればそんなに大きなマイナスではなかったのであるが、島村移転の悲劇は当時の大きな社会問題となった。

### 4. 県営土地改良事業

斐伊川改修事業の一応の竣工により、いよいよ用排水系統の統一改良をはかろうとする県営土地改良事業が昭和9年から実施されたのである。第4表でみられる通り

簸川平野における県営土地改良事業はすべて用排水改良を対象としたものである。

この県営事業の政策的うらづけは「耕地整理法」に関連した大正12年の「用排水幹線改良事業」に係わる食糧

第3表 斐伊川改修による耕地バランスシート

増	加	減	少
斐伊川 敷地		定川拡張	198.0 <sup>町歩</sup>
本 流	38.9 <sup>町歩</sup>	斐伊川本流潰地	200.0
二十間川	18.6		
南二十五間川	5.2		
北二十五間川	4.3		
横 堤	0.4		
小 計	67.4		
新川 敷地	287.6		
合 計	355.0	合 計	398.0

(注) 長瀬定市編：斐伊川史より集計作表したものである。

局長の通ちようによるものである。これによると「同排水補助要項」で示しているごとく、耕地面積 500 町歩以上を支配する用排水幹線事業は県営として施行され、その事業費の 5 割におよぶ高率の国庫補助が与えられたのである。

当地域で現在までに実施されてきた県営土地改良事業の概要を示せば第 4 表の通りである。まず最初に着手された斐伊川沿岸農業水利事業は斐伊川とその派川の延々 20 km の長距離にわたり、無統制に散在して設けられていた百数十の樋管を 18 に統合し、従来の用水取入は各樋管で自然流入していたが最上流部に頭首工を設けて取入を行なうようにせしめ、また左右両岸幹線用水路を設置し用水系統の整備統一をはかった。引きつづいて 8 つの県営農業水利改良事業が実施されたが、用排水幹線用水路の整備、湖岸堤および導流堤の造築、そして排水機、排水樋門の設置等を事業内容とし用水の合理的利用をはかろうとするものであった。

第 4 表 県営土地改良事業の概要一覧表

事業名	事業種	主要工事名	総事業費	受益面積	着手・完了年度	関係市町村
1. 斐伊川沿岸農業水利改良事業	用水	左右両岸頭首工 左右両岸幹線水路 樋管の統合	25,835 <sup>千円</sup>	6,384.5 <sup>町歩</sup>	昭和 9~25	斐川町, 平田市 大社町, 出雲市
2. 平田町外 6 カ村農業水利改良事業	排水	排水路の改修 平田船川河口に排水機設置 竿井手用水路の改良 湖岸堤の築造	62,060	1,449.0	昭和 12~27	平田市
3. 出東村外 6 カ村農業水利改良事業	用排水	新川および五右衛門川排水幹線の改修 左右, 中央の 3 カ所に排水機を設置 高瀬川, 砂川両用水路の舗装改修	221,124	2,148.0	昭和 13~32	斐川町, 平田市
4. 出雲市外 5 カ町村農業水利改良事業	用排水	高浜川, 右内藤川の断面拡張 護岸堤の改良 河口閉塞を防ぐため河口左岸に導流堤を設置, 導水樋門を設け塩害を防止 用水路の三面コンクリート舗装	311,400	2,949.0	昭和 24~ (40)	大社町, 出雲市
5. 神戸川沿岸用水改良事業	用水	神戸堰(頭首工)の補強工事 園幹線用水路, 高松幹線用水路, 知井宮幹線用水路のコンクリート舗装	65,000	757.7	昭和 28~33	出雲市
6. 平田町農業水利改良事業	用排水	浜井手用水路の改良工事 平田船川の分流工事 論田川の改修 排水樋門, 排水機の設置	205,300	846.0	昭和 28~38	平田市
7. 十間川沿岸用水改良事業	用水	十間川幹線用水路の新設	75,656	570.0	昭和 30~37	出雲市
8. 新内藤川沿岸農業水利改良事業	排水	新内藤川, 赤川の改修 排水樋門, 排水機の設置	328,400	1,405.0	昭和 31~ (41)	大社町, 出雲市
9. 神戸川左岸地域かんがい排水事業	用排水	保知右川排水路の改修 差海川河口に導流堤を設置	556,000	1,240.8	昭和 38~ (46)	湖陵村, 出雲市

(注) 中国・四国農政局計画部：斐伊川下流地域土地改良長期総合効果, 昭和 39 年, および島根県農林部 耕地課：県営土地改良事業計画書により作製した。

## 5. 土地改良法制定と土地改良事業

県営農業水利改良事業により一応幹線用排水系統の整備がなされると、それに接続する用排水路の設置、区画整理等の末端事業が必要となってくる。昭和24年「土地改良法」が制定され、耕作者中心の土地改良区の設立により、こうした事業が実施されることとなったのである。

当地域における土地改良区の設立状況を示したのが第5表であるが、総設立数は27で、昭和29年に最も多く設立されている。土地改良区の受益面積別では100町歩以下が最も多く、土地改良区の半数に近いものは小規模で客土、維持管理の必要でない末端のかんがい排水路等の事業内容をもったものが多い。しかし1,000町歩以上の受益面積をもった大規模な土地改良区は3地区に設立されており、全受益面積の6割以上を占めている。大規模

な土地改良区は用排水施設の維持管理をするものもあり、経費は受益者に水利費として賦課していることが一般的である。土地改良区によっては用排水施設を市町村に移管し、市町村で維持管理される場合もある。

斐伊川右岸新田部は洪水時の用水不足、出水時の排水不良に悩まされてきたが、斐伊川右岸土地改良区の事業により75台の用排水兼用の小規模な揚水機が設置され、洪水期には排水を用水に再利用し、かなり用水不足を緩和している。この維持管理費用については4.5カ月分を町費で負担し、あとは受益者負担となっている。

こうして「土地改良法」による土地改良事業は直接増収効果をもたらし、労働生産性をあげるような耕作農民の事業を中心に長期低利の融資により進展されたのである。

第5表 斐伊川下流地域における土地改良区の概況

	昭和26年		昭和27年		昭和28年		昭和29年		昭和30年		昭和31年		昭和32年		合計	
	設立数	受益面積	設立数	受益面積	設立数	受益面積	設立数	受益面積	設立数	受益面積	設立数	受益面積	設立数	受益面積	設立数	受益面積
～ 100町	1	84	2	129	3	130	4	140	1	10	1	80	—	—	12	573
100～ 300	—	—	—	—	—	—	2	393	1	207	1	157	—	—	4	757
300～ 500	—	—	2	755	1	367	1	319	1	483	2	758	1	381	8	3,063
500～ 800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
800～1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,000～	—	—	2	4,275	—	—	1	2,190	—	—	—	—	—	—	3	6,465
合計	1	84	6	5,159	4	497	8	3,042	3	700	4	995	1	381	27	10,858

(注) 島根県農林部耕地課「土地改良区台帳」より作製した。

## II 農業水利団体の変遷

### 1. 農業水利団体を規制する制度の変遷

藩制時代の農業水利団体は法的規制をうけず、同一水系の水がかりを基礎とする生活共同体的「村落」が単位となり、共通した水利秩序のもとで利害と責任の意識に基づき連帯性に支えられ組織され運営されていた。それが明治年代に入ると近代的な法体制下で組織だてられていくのである。

明治13年「区町村会法」の制定により、府県知事県令裁定のもとに「水利土功に関する集会」の規則をもうける旨が規定され、まずここに農業水利団体の前駆をなす水利土功会制度の萌芽が形成された。明治17年「区町村会法」が改正され同法第14条において「府知事県令ハ水利土功ニ関スル事項ニシテ区町村会若クハ聯合区町村会ニ於テ評定スルヲ得ザルモノアルトキ特ニ其区域ヲ定メテ水利土功会ヲ開設スルコトヲ得」と定められ水利土功会制度が確立されたのである。

ところが明治22年の市町村制実施により従来の村が消滅し、より大規模な「行政村」が新しく行政組織の単位となってくると旧村を土合に成立していた水利土功会の組織も維持できなくなり、行政組織とは別個な水利団体の形成が必然的となった。

ここに明治23年「水利組合条例」の登場をみるのである。この条例は行政組織との分離をはじめ法的に確立したものであるが、水利組合は私的な土地所有者を構成員としながら、設立の場合は郡長、市町村長であり、組合費徴収は市町村の例によるとされていた。このように法のたてまえは行政組織との分離をかけたが、事実は行政組織の一環体制として継承するものでしかなかった。

明治後期には水害がひん発し、水利政策の重点は治水対策におかれ、明治29年4月「河川法」が成立した。この治水対策との関連で明治41年「水利組合法」が成立し、水利組合条例にとってかわった。水利組合法のたてまえは水利組合条例のそれとほとんど同じものである。

が、普通水利組合のほかには水害予防組合もこの法律で規制し市町村の特別法たる性格をもっていた。

水利組合法が成立した翌42年には「耕地整理法」第2次改正がおこなわれ、耕地整理組合を法人化することが認められ、事業完了後の維持管理は市町村または普通水利組合があたることも定められた。

このように明治以降の農業水利団体は普通水利組合、耕地整理組合あるいは市町村制に基づく市町村組合として法人化された。しかし法人化された水利組合内部の下部末端水利団体は多くが単なる申し合せによる任意組合の形態をとって現在にもちこしているのである。

戦後の農地改革を経て昭和24年「土地改良法」が制定され、従来の維持管理団体としての耕地整理組合と普通水利組合とを一体化して土地改良区を設立し、事業実施

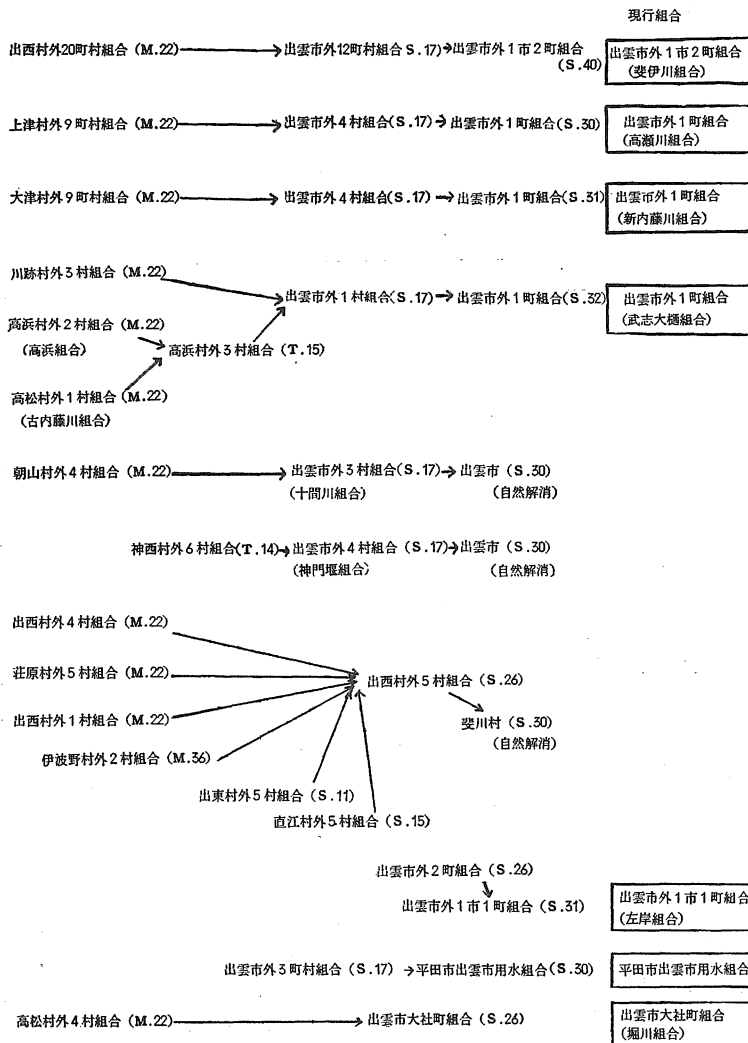
第6表 農業水利団体数

	団体数	同左%
普通水利組合	2,803	} 11.9
耕地整理組合	6,664	
申し合せ組合	69,521	87.5
市町村	480	0.6
計	79,459	100.0

(注) 農林省農地局：日本農業と水利用，P. 123より引用作製した。

と実施後の維持管理を一貫しておこなわしめることとした。また一方戦前の市町村制組合も昭和22年の「地方自治法」のもとに行政機構の一環として引継がれて現在に至っている。

第1図 斐伊川下流域における市町村組合の変遷



## 2. 調査地域における農業水利団体の変遷

藩制時代の水利団体は行政組織上の村と農民の自治的な生活共同体としての村との明確な分離がみられず、村そのものか、あるいは村の連合体によって組織されていたものと推測される。

明治年代になると前項に述べた通り近代法のもとに水利団体に対して法的規制がなされることとなり、この頃から水利諸団体の性格もやや明確になってくる。土地改良法施行前における主な水利団体は、大別して「水利組合法」にもとづいて組織される普通水利組合、「耕地整理法」にもとづいて組織される耕地整理組合、「市町村制」にもとづく市町村管理組合、および以上の法的準拠をもたない申し合せ組合の4類型に分類され、それぞれの組織あるいは管理形態において他と類別しうる性格をもつ。<sup>(14)</sup>土地改良法施行直前の水利団体数をみると第6表の通りで、その絶対多数を占めるものは1部落ないし数部落に関係する小規模な申し合せ組合であり、より規模の大きなものとしては土地所有者をもって構成さ

れる普通水利組合および耕地整理組合が大部分で、市町村管理組合は極く少数にしかすぎない。ところで本県の場合極めて特徴的なことであるが、県の方針として普通水利組合の組織を認めず、すべて市町村組合管理となっていたことである。<sup>(15)</sup>このように特殊な態勢をとった府県は本県と福岡県の2県のみであるが、その理由については明らかでない。いずれにせよ斐伊川下流地域における水利団体は明治22年の市町村制実施とともに、おそらく従来から存在した部落的な申し合せ組合を総合して市町村組合管理の水利団体として新たなる発足をとげることとなった。第1図にみられる通り当時発足の市町村組合数11、その後明治36年に1組合、大正14年に1組合、昭和11、15、17年に各1組合、昭和26年に1組合が設立され、一方市町村合併に伴って同一市町村に包含されることになった組合は自然解消し、あるいは整理統合がおこ

なわれ、その詳細は前掲図にみられる通りであるが、現在7組合が存在している。これらの組合は設立当初から郡制廃止（大正11年）までは郡長がこれを管理したが、郡制廃止後は簸川郡共同事務所長がこれを引きつぎ、つづいて簸川郡町村会事務局長の管理にうつり、昭和27年頃より各組合の関係市町村中で最も関係の深い市町村の長が管理の任にあっている（組合名に冠名されている市町村長がこれにあたる）。要するに当該市町村は組合の執行機関として組合管理の任にあたり、一方議決機関である組合議会の議員はそれぞれ定数にもとづいて各市町村議員より選出されることになっており、組合の組織は地方行政機構のそれとほとんどかわらない。組合議員数、経費の分賦金は一般に各市町の受益耕地面積を基礎に、その他諸事情もかみ合せ複雑な分賦率を算出して決定されている。現存の7組合の概要を示せば第7表の通

第7表 現存する市町村組合の概要

組 合 名	主 たる 事 業	関係市町村と組合会議員数	費用の分賦方法
出雲市外1市2町組合 (斐伊川組合)	関係町村内の耕地面積6,000 haに対して斐伊川渇水の際、用水補給のため分水番水制を実施する。	出雲市, 6人 大社町, 2人 平田市, 4人 斐川町, 4人 (出雲市長)	*
出雲市外1町組合 (高瀬川組合)	関係市町内の耕地面積2,000 haに対して斐伊川より来原高瀬川に用水取入れ、上津村の排水ならびに高瀬川および赤川の維持管理をなす。	出雲市, 8人 大社町, 4人 (出雲市長)	出雲市 0.8558 大社町 0.1442
出雲市外1町組合 (新内藤川組合)	関係町村内の排水路である新内藤川の維持管理をなす。受益面積は643 haである。	出雲市, 9人 大社町, 2人 (出雲市長)	出雲市 0.9751 大社町 0.0249
出雲市外1町組合 (武志大樋組合)	武志大樋関係幹線水路にかかわる水利土功および高浜川、古内藤川の維持管理をなす。受益面積は586 haである。	出雲市, 10人 大社町, 8人 (出雲市長)	議会費および事務所費 出雲市 総額の 0.5556 大社町 " 0.4444 土木費 出雲市 0.72784 大社町 0.27216
平田市, 出雲市用水組合	平田市, 出雲市の耕地733 haの用水に関する事務を共同処理する。	平田市, 3人 出雲市, 2人 (平田市長)	総額の20%は平等割 総額の80%については左 の反別に按分した額 平田市 668町 出雲市 65町
出雲市外1市1町組合 (左岸組合)	斐伊川沿岸用水幹線水路の用水完全利用および維持管理を共同処理する。受益面積は3,000 haである。	出雲市, 8人 平田市, 3人 大社町, 3人 (出雲市長)	出雲市 0.5245 平田市 0.3624 大社町 0.1131
出雲市, 大社町組合 (堀川組合)	堀川（須子橋下流高浜川、古内藤川を含む）の疎浚に関する事務を共同処理する。受益面積577 haである。	出雲市, 5人 大社町, 5人 (大社町長)	出雲市 57% 大社町 43%

(注) 1. 組合名欄の ( ) は俗称  
 2. 関係町村と組合会議員数欄の ( ) は管理者  
 3. \* ① 斐川村 総額の25%, ② 出雲市(元高巣村) 平田市 総額の25%を左の反別に按分した額, 出雲市(元高巣村) 65町歩, 平田市668町歩 ③ 出雲市内来原岩樋関係区は総額の25%を左の反別に按分した額, 出雲市 783町4反5畝21歩, 大社町 109町3反3畝2歩 ④ 出雲市内大津樋, 畑田樋関係地区は, 総額の6.25%を出雲市に分賦す。⑤ 出雲市内武志大樋, 関係地区は, 総額の18.75%左の地価額に按分した額, 出雲市269,465.62円, 大社町48,000円

りである。

表でみられる通り、7組合中最も規模の大なるものは出雲市、平田市、斐川町、および大社町を構成市町村とする出雲市外1市2町組合で、斐伊川下流地域の全市町村を含むものであり、事業内容は斐伊川渇水時に三郡分水番水の慣行を実施するものであって一般に斐伊川組合と呼ばれており、用排水施設の維持管理を主要事業とする他の6組合とその性格を異にしている。第9表において出雲市長が管理者となっている5組合について、昭和39年度歳入歳出予算を掲げておくが、年予算は大略45～70万円で、歳入の大部分は先に掲げた関係各市町村ごと

の分賦率によって分賦される分賦金であり、歳出は斐伊川組合を例外として他の4組合はその約70%が事業費として施設の維持管理にあてられている。

昭和24年制定の「土地改良法」にもとづいて設立された土地改良区は組合員の資格を耕作者とし、県営事業で実施された用排水幹線水路に接続する末端の用排水施設の設置を事業内容とするものが多く、(当地域の土地改良区数27のうち16団体までが用排水施設を事業内容とする)完了後の用排水施設の維持管理も引きつづいて土地改良区でおこなうものも少数ある。その経費は受益者に賦課徴収している。

第8表 昭和39年度市町村組合の歳入歳出予算

	歳 入				歳 出				
	市町村組合分賦金	繰越金	雑収入	合計	会議費	事務費	事業費	予備費	合計
出雲市外1市2町組合 (斐伊川組合)	410,000 (93.2)	29,000 (6.6)	1,000 (0.2)	440,000 (100.0)	89,200 (20.3)	302,200 (68.9)	34,000 (7.7)	14,600 (3.3)	440,000 (100.0)
出雲市外1町組合 (武志大樋組合)	660,000 (94.5)	39,000 (5.6)	1,000 (0.1)	700,000 (100.0)	7,200 (1.0)	210,500 (30.1)	477,000 (68.1)	5,300 (0.8)	700,000 (100.0)
出雲市外1町組合 (高瀬川組合)	480,000 (95.1)	24,000 (4.7)	1,000 (0.2)	505,000 (100.0)	87,600 (17.3)	38,200 (7.6)	361,500 (71.6)	17,700 (3.5)	505,000 (100.0)
出雲市外1市1町組合 (左岸組合)	470,000 (97.9)	9,000 (1.9)	1,000 (0.2)	480,000 (100.0)	11,000 (2.3)	104,500 (21.8)	347,000 (72.3)	17,500 (3.6)	480,000 (100.0)
出雲市外1町組合 (新内藤川組合)	400,000 (88.9)	49,000 (10.9)	1,000 (0.2)	450,000 (100.0)	88,200 (19.6)	21,200 (4.7)	324,000 (72.0)	16,600 (3.7)	450,000 (100.0)

### 3. 農業水利団体の性格

当地域における農業水利団体は県の方針として普通水利組合の組織が認められず、すべて市町村制に準拠した市町村組合であり、このことは極めて特徴的である。明治22年の組合設立以来、市町村合併により整理統合はあったけれども市町村組合であることは一貫してかわっていない。

従って当地域の水利団体が、すべて市町村組合であったことから、その性格も市町村組合によって代表される。市町村組合の性格について若干指摘すれば次のようにいえる。①水管理はすべて地方自治体行政の枠の中で執行される一従って土地所有者または耕作者は水管理について普通水利組合が直接的であるのに対して間接的である。②また維持管理費用は通常市町村の一般会計から支出され(斐川町のみ受益者負担あり)、水管理は財政的にも行政機構から分離していない。③一般に水利施設は市町村の財産および営造物として関係者がこれを共用するという形をとり、個人的所有関係はない。

以上のような諸性格から行政機構に組み入れられた市町村組合は、どうしても地方公共団体(県)および国家机关の介入が普通水利組合の場合よりも容易であり、こ

のことはおそらく県営農業水利改良事業の実施に有効に働いたものと考えられる。

## III 農業水利慣行と農業水利改良事業

### 1. 調査地域における主要農業水利慣行の概要

当地域は藩制時代から渇水時には用水不足に悩まされることがしばしばで、その結果取水に際しての複雑な水利慣行が多く存在している。そのうちでも本流に関する代表的な水利慣行は「松葉堰の慣行」、「水寄せ慣行」および「三郡分水番水の慣行」と呼ばれるものである。

#### (1) 松葉堰の慣行

新川開さく当時の新川の河床は斐伊川本流河床よりも相当低く、従って新川は流水量、流砂が多かった。そこで新川口に長さ約270m、幅7mの松葉堰なるものを設けて本流と新川の分水をなす慣行であった。

ところが年々の出水や流砂等により松葉堰や新川々底が埋まって段々河床が高くなり、ついに新川河床は本流河床より高くなり、川域の農民は引水に悩み、水争にまで進むことがしばしばであった。<sup>(16)</sup>このように河床が変化した後の松葉堰の存在は右岸の新川域の農民と左岸の本流から引水する農民との利水上の利害が一層極端とな



り、いわゆる松葉堰の水争を惹起し、時には流血の惨事をみることさえあった。当時の事情を示すものに「斐伊川渇水ニ関スル件通知」および「渇水時ニ於ケル注意方ニ関スル件」等がある。

### (2) 水寄せ慣行

旱天続きで斐伊川本流の水が非常に少なくなった場合、自然のままでは各樋管は本流からの取水が困難となるために河中に溝を掘り、寄せ州を作り水を導水しやすくするのである。この方法がいわゆる水寄せと呼ばれているものである。分水番水<sup>(17)</sup>の慣行に入れば当然その約定が優先し従わねばならない。

水寄せをする場合に必ず守らねばならぬ約束がある。その約束は河中に溝を掘るために寄せ州ができるが、その州頭は水面を出てはならず、下流関係者がその上流取入口よりも上流へのぼることはできない。そして旧郡界を越してはならないことになっている。斐伊川の旧出雲郡と旧神門、楯縫郡の郡界は通常河川の中心線と考えられている。最近では州頭が水面に出てはならないという約束は守られなくなっているが、あまり問題とされない。昭和14年の大旱ばつ時には河床に油紙を敷いて導水されたといわれている。<sup>(18)</sup>

### (3) 三郡分水番水の慣行

三郡分水番水とは、斐伊川本流の水が非常に少なくなった際に、旧出雲郡、神門郡および楯縫郡の郡別反当割を基礎に用水を分配する慣行であって、享保12年<sup>(19)</sup>(1727)の水分議定によりとりきめられてから慣行化し、その後新川の開さく(1832)および斐伊川改修等の斐伊川本流に大きな変化を及ぼすような治水工事がおこなわれたけれども、慣行自体には何の変更もなく、最近まで約240年間踏襲されているものである。

この慣行が実施される場合の手順は次の通りである。

①下流関係者→②管理者へ要請→③協議会午前10時に招集(場所は左岸、来原岩樋附近)→④協議成立と同時に分水→⑤その日の夕刻から番水

すなわち斐伊川の渇水が強まり、下流域の用水不足がはなはだしくなると、下流関係市町村の分水番水に関する要請が発せられ、斐伊川組管理者より同組合の関係市町村長宛次のごとき招集令状が送られる。

「斐伊川渇水シ養水行届兼ネ候ニ付慣行ニ依リ明何日分水取計候条当日午前拾時ヲ期シ大津村来原岩樋附近ニ会同実地御立会相成度此段通知候也」<sup>(20)</sup>

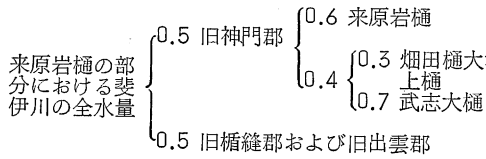
こうして翌朝10時に必ず現地において協議会がもたれ、協議成立すると次に示すような割合で分水がおこなわれる。分水量の計量は来原岩樋の樋守によっておこな

第9表 三郡番水時間割

引水期間	時間概算	灌漑地域	備考
1日夜より2日日中	24:00	旧楯縫郡	番水開始第1回を1日とする。 朝は日出、夜は日没を意味する。 時間の概算は平均日出4時54分 日没6時37分とする。 時間概算の計は466時間17分である。 (19日間と10時間17分) 内訳 旧楯縫郡 113時23分 旧出雲郡 112時54分 旧神門郡 240時00分
2日夜中	10:17	旧出雲郡	
3日朝より4日日中	37:43	旧神門郡	
4日夜より5日正午迄	17:23	旧楯縫郡	
5日正午より6日日中	30:37	旧出雲郡	
6日夜より7日夜中	34:17	旧神門郡	
8日日中	13:43	旧楯縫郡	
8日夜中	10:17	旧出雲郡	
9日朝より夜中	24:00	旧神門郡	
10日日中	13:43	旧楯縫郡	
10日夜より11日正午迄	17:23	旧出雲郡	
11日正午より13日正午迄	48:00	旧神門郡	
13日正午より夜中	16:54	旧楯縫郡	
14日日中	13:43	旧出雲郡	
14日夜より16日日中	48:00	旧神門郡	
16日夜中	10:17	旧楯縫郡	
17日日中	13:43	旧出雲郡	
17日夜より18日日中	24:00	旧神門郡	
18日夜より19日正午迄	17:23	旧楯縫郡	
19日正午より夜中	16:54	旧出雲郡	
20日朝より夜中	24:00	旧神門郡	

(注) 島根県：斐伊川下流沿岸農業水利慣行について、(昭和33年7月)より引用した。

われることになっている。



この分水の慣行はその日の夕刻から必ず次に番水の慣行に移るのであって、分水の期間は約1日間である。番水の時間割は第9表の通りである。

三部分水番水の慣行は斐伊川の親水が宍道湖へ到達したら直ちに解除される取りきめになっている。番水実施期間はほとんど番水時間割一巡中に解除になっている。昭和14年の大旱魃時には緊急事態として慣行によらざる分水、番水をおこなっているが、このようなやり方は例外である。

三郡番水後は各樋管がかりにより各々番水時間割が決定されており、これが慣行となっている。詳しくは割愛するが、例えば「南竿井手掛番水時間割」や「高浜水内竿井手番水時間割<sup>(21)</sup>」等がそれである。

## 2. 農業水利慣行の性格

前節において当地域における水利慣行の概要について述べたが、この3慣行はあくまで斐伊川本流に関する農業水利慣行の基本的なものであって、派流あるいは末端における慣行を含むものではない。3慣行中松葉堰慣行は新川閉鎖とともに自然消滅して現存しないが、水寄せ慣行、および三部分水番水の慣行はいずれも渇水時の取水あるいは用水配分に関する一時的措置の慣行であり、渇水時にならなければ実効しない。もともと用水配分に関する慣行とは平常時におけるものと、渇水時におけるものに大別することができ、農地局調査によれば第10表の通り平常時に用水配分慣行を有する団体数と、渇水時

に用水配分慣行を有する団体数とはほぼ同数に近く、慣行自体も渇水時、渇水時に関するものがほぼ同じ位存在するものと思われる。斐伊川本流の基本的水利慣行は先ず渇水時の慣行である点に第1の特徴を有する。

同表によれば渇水時の慣行はさらに用水配分の方法によっていくつかのタイプに分類されるが、全地区に番水がおこなわれるケースが最も多く、ついで水利総代への一任がこれにつぐ。斐伊川本流の慣行は一口に渇水時の用水配分に関する慣行といっても、これが段階的になっている点、他の用水配分慣行にあまり例をみない慣行である。渇水期に入ると先ず水寄せ慣行が先行し、ある段階を越えると分水がおこなわれるが、この分水は必ず次に番水を伴う等、極めて段階的かつ組織的な性格を有する慣行であるといえよう。

さらに前にもふれた通り、三部分水番水の慣行は遠く享保12年(1727)以来、現在に至るまでかわることなき慣行であって、分水割合および番水時間割等ともにきまり通りおこなわれている。このことは宍道湖に面した斐伊川右岸、特に出東部において藩制時代より明治年代にかけて多くの新田が造成されている事実を思うとき、この慣行は渇水時の新田の用水確保については何ら考慮が払われず、極めて古田尊重的色彩が濃いものとみることができる。分水から番水に至っても絶対量の不足という事実は新田を顧慮するいとまがなかったとも考えられるし、また本来地下水位が高い新田部において、渇水時といえども用水不足はさほど深刻な問題にまで至らなかったのかも知れない。いずれにせよ、この慣行の古田尊重主義は変更されることなく現在に至っているが、近代の農業用水改良事業はこの慣行に変更を加えることなく、新田部における用水不足をある程度解消するに至っている。この点については次節で述べることにしたい。

## 3. 農業水利改良事業と水利慣行

すでにたびたびふれた通り昭和16年の新川閉鎖によって松葉堰慣行は自然消滅することとなり、かつて流血の惨事までひきおこした松葉堰の水争も完全になくなった。新川閉鎖は当時の内務省の斐伊川改修事業の一環としておこなわれたものであって、必ずしも農業水利改良事業ではないけれども、松葉堰慣行の自然消滅を招来した大きな出来事であるので、まずこれを掲げる。

水寄せ慣行も近年若干の変化がおこっている。すなわち従来は人夫により人力でもって河中に溝を掘り、寄せ州をつくって樋管へ導水したもので、主にその寄せ州のつくり方に守らなければならない約定があつて、これが慣行とされていたのである。しかし近年河底の低下が進行したために、ブルドーザーを使用して相当深く掘り下げて水をためないと導水することが困難となつてきてお

第10表 用水配分に関する慣行

時期	配分の方法	団体数	同比率
平常時	(略)	3,484	—
渇水時	全地区に番水する	1,257	37.3
	一部地区に番水する	325	9.7
	犠牲田をもうける	59	1.8
	新田等への配分を制限する	47	1.4
	水利総代等へ一任する	582	17.3
	他から分水をうける	141	4.2
	その他	542	16.1
	不明	412	12.2
	計	3,365	100.0

(注) 1. 農林省農地局：前掲書、P. 136  
2. 昭和24年度調査のもの。

り、従って寄せ州もその州頭が水面に出てはいけないういう従来の水寄せ慣行もやや乱れてきたかのごとく見受けられる。河底低下は斐伊川上流の砂止堰堤の設置、国道9号線の改修その他の建設事業のための砂の採取、あるいは下流における斐伊川改修事業による河底の掘下げ等によるものといわれるが、原因はいずれにせよ、斐伊川改修事業の工事目標の一つが河底の低下にあるとするならば、水寄せ慣行の混乱もまた斐伊川改修事業の影響を受けたものといわねばならない。藩制時代の新川開さくの際に新たに松葉堰慣行が発生したことを思うならば、河川の流れの方向を変更したり、あるいはその流量をかえたりする河川改修事業は従来の水利慣行にいろいろな形での変更を加えることを余儀なくされているのかも知れない、むしろ農業水利改良事業の方が従来の慣行を尊重し、これに変更を加えることなく合理的水利用をはかる方向へむいていると思われるふしが多い。その例を次に三郡分水番水の水慣行の経緯によってみることにする。

次に掲げる第11表は明治19年以来、最近に至る三郡分水番水制実施の記録である。資料の関係上、表の完べきを期することができず、特に昭和24年以降の実態が明確でない。いずれ折をみて補正したい考えであるが、しかしながら同表より三郡分水番水制実施についてのおおよその傾向は読みとることができる。同表中全たく実態が不明の期間は昭和24年から29年までの6カ年間で、極く最近については番水開始、終了の月日こそかわっていないが、昭和30年に1回、昭和36年に1回実施されたことは明らかである。資料の完備している明治19年から昭和23年までの64年間にこなされた番水回数は52回、うち最も多かったのが、大早ばつだった昭和14年で、緊急臨時の4回を含めて1年間に7回、次いで3回実施が7年、2回実施が5年、1回実施が14年で、64年間に番水実施の年が27年、実施されなかった年が37年である。平均的頻度は10年中1回以上番水実施のあった年は4年で、その回数は7回である。特に昭和期に入ってから10年間は毎年であり、かつその回数も多い。このような過去の実態と比較してみると、昭和30年以降の10年間は慣行発動による番水実施は極めて少なくなったとみることができる。あだかもこの時期は県営農業水利改良事業が、一部は工事中途の段階ではあったけれども、当地域における農業水利改良事業の基幹をなす斐伊川沿岸農業水利改良事業が完成した後であり（昭和25年完了）、番水慣行の減少を直ちに農業水利改良事業の効果と結びつけることは早計であるとしても、現実に番水慣行の減少は地域農業経営に大いにプラスになっていると思われる。この番水慣行の減少の原因として他に農業技術、特に稲作技

第11表 明治19年以降の三郡番水制実施年月日

年 号	慣行による番水実の月日	
	始	終
明治19年	7月13日夜	8月1日夜中
" 19年	8月6日朝	8月31日夜中
" 19年	8月22日朝	9月10日夜中
" 20年	8月3日夜	8月22日夜中
" 26年	7月27日夜	8月15日夜中
" 26年	8月6日朝	8月12日夜中
" 26年	8月17日夜	9月5日夜中
" 30年	8月9日夜	8月28日夜中
" 42年	8月12日夜	8月23日夜中
大正2年	8月7日夜	8月26日夜中
" 4年	7月26日夜	8月14日夜中
" 6年	7月21日夜	8月9日夜中
" 9年	7月23日夜	8月11日夜中
" 11年	6月24日夜	7月13日夜中
" 11年	8月9日夜	8月28日夜中
" 11年	8月21日夜	9月9日夜中
" 13年	7月11日夜	7月30日夜中
" 13年	7月29日夜	8月17日夜中
" 13年	8月18日夜	9月6日夜中
" 15年	7月18日夜	8月6日夜中
昭和2年	6月12日夜	6月16日
" 2年	6月23日夜	7月1日
" 2年	7月28日夜	8月16日夜中
" 3年	6月12日夜	6月20日
" 3年	6月20日夜	7月9日夜中
" 4年	6月25日夜	6月29日
" 4年	7月24日夜	7月26日
" 4年	8月4日夜	8月21日
" 5年	6月13日夜	6月16日
" 6年	6月20日夜	6月23日
" 7年	7月29日夜	8月6日
" 8年	7月10日夜	7月15日
" 9年	6月1日夜	6月15日
" 9年	7月10日夜	7月29日夜中
" 10年	6月13日夜	6月22日
" 11年	6月19日夜	6月23日
" 14年	6月6日夜	6月10日
" 14年	6月15日夜	6月25日
" 14年	7月6日	7月25日
" 14年	①7月29日	8月17日
" 14年	①8月28日	9月1日
" 14年	①9月5日	9月12日
" 14年	①9月13日	9月17日
" 15年	5月25日	6月6日
" 15年	6月10日	6月17日
" 15年	6月24日	6月26日
" 17年	7月14日	?
" 17年	7月24日	?
" 19年	7月19日	?
" 19年	7月26日	?
" 23年	6月10日	6月14日
" 23年	6月25日	?
" 24年		
⋮		
" 29年	不明	
" 30年	?	?
" 30年	6月	?

(注) 明治19～昭和11年までは島根県：斐伊川下流沿岸農業水利慣行について、昭和14～23年は高浜村温水関係書一途より引用、昭和30年以降は水利組合の職員より聴取りによる。

術の変化も考えねばならない。しかしながら、なお昭和36年には1回の灌水が実施されており、このことは将来とも灌水時に慣行による灌水実施の可能性を示している。このことは当然農業水利改良事業が慣行を尊重したと解すべきではなく、むしろ現在の農業水利改良事業が灌水慣行を自然消滅せしめるほど大規模に灌水時の用水を確保することができない段階で終わっていると解すべきであろう。農業水利改良事業が慣行を尊重しながら、あるいは慣行変更を手をふれずして用水不足を解消した例は次の例である。

斐伊川の農業水利慣行は古田尊重主義であることを前述した。従って右岸下流部の新田地帯は当然に水利権がなかったわけである。同地帯が湿田であり、そこで営まれる農業が高うね菅宿農業であった時代には、用水の問題はさほど重要な問題ではなかったかも知れない。しかしながらこの地帯が農業水利改良事業によって用排水幹線を整備し、湿田農業から乾田農業へと切りかわると事情は一変する。用水幹線は改修されたけれども、用水期に水が流れてこない。上流で使われてしまい、ここには水利権がないからである。この事業においては同地帯における水利権についてなら手をふれることがなかった。すなわち従来の水利慣行はそのまま尊重されたわけである。そして用水不足は排水路に小型揚水機を設置し、排水の再利用をおこなうことによって用水不足緩和の方向にむかったのである。このことは農業用水の反覆利用という合理的水利利用の面と、さらにその変更には多大の問題をはらむ水利慣行の変更を手をふれずに内部的解決をはかったという2点において高く評価されてよい。

### む す び

以上われわれは当地域における土地改良事業の展開と、そこに存在する伝統的秩序としての水利慣行との関係について考察をおこなってきた。当地域における土地改良事業は要するに斐伊川治水と農業水利改良事業とが2本の柱であり、このことに関しては藩制時代も、近代もかわりがない。大榎七兵衛を代表とする藩制時代の土地改良事業は主として神戸地方においておこなわれ、その点彼の事績は斐伊川治水とは直接的な関連はなかったかも知れないが、松江藩の新川開さくは、その目的があくまで洪水防ぎよにあったにせよ、右岸下流部の新田造成が新川開さく以降急増している点、さらに新川が砂で埋り、その機能を減退させてくる大正年代から新田造成も著減している事実(前掲第1表参照)等から、新川開さくが新田造成に及ぼした影響は極めて大であるとみられる。さらに明治中期から大正年代にかけて、当地域

において耕地整理事業が進展しなかった事実、その原因の一つに斐伊川の洪水があるとするならば、斐伊川治水のおくれが、耕地整理事業の進展を阻害したともみられるわけである。昭和期に入って第Ⅱ章の3で述べられている如く、いくつかの県営土地改良事業が花咲くわけであるが、これとて大正末期から始った斐伊川改修事業を先行させている。すなわち斐伊川改修の見通しの上に当地域の農業水利は再編成をせまられ、あるいは再編成が可能となったとみることができよう。先に当地域における土地改良事業は斐伊川治水と農業水利改良事業とを2本の柱としていると述べたが、斐伊川治水事業自体は土地改良事業ではないわけで、より正確にいうならば当地域の土地改良事業にとって斐伊川治水は一つの条件であるというべきであろう。いずれにせよ当地域における斐伊川治水と土地改良事業とは切っても切れない関係にあり、農業水利慣行は農業水利改良事業よりも、むしろ斐伊川治水事業の方により大きく影響されている。例えば松葉堰慣行は新川開さくによって生まれ、新川閉鎖によって解消した。今は斐伊川河底の低下によって水寄せ慣行もやや混乱をきたしている。一方県営農業水利改良事業はむしろ既存の水利慣行を尊重し、強い力をもってこれが改変を意図しなかったとみられる。その事例を下流東部の用水不足解消を排水再利用という形でみることができる。

われわれは本稿の分析を通じて次の如く考えた。すなわち藩制時代より変更を加えられることなく受けつがれてきた当地域の農業水利慣行は、ようやく解体の方向にあるのではなからうか、と。そしてその原因となったのは農業水利改良事業ではなくてむしろ斐伊川改修の工事であった。といて前者が慣行に何ら影響を及ぼさなかったのではない。三郡分水灌水の慣行の発効減少傾向はやはり用水施設の整備に負うところが大きであったろう。さらに上流新田部の用水不足は慣行そのものに手を加えることなく、内部的にこれが解決の方向がとられている。すなわち斐伊川下流地域に関しては、旧来の慣行は農業水利改良事業の遂行にそれほど大きな阻害条件とはなっていないように考えられる。むしろ同地域における水利利用に関する今後の問題としては斐伊川改修工事との関係であろう。水寄せ慣行の混乱のところをみた通り改修工事の進展が本流河底の低下をきたらしめるならば、これが現在の農業用水樋管の位置に及ぼす影響、ひいては簸川農業の水利利用自体に及ぼす影響が甚大である。この点は今後の問題点として指摘しておきたい。

次に農業水利団体については、はしがきで述べた通り調査前に予測した結論をうるができなかった。その理由は本県の水利団体が普通水利組合でなく、すべて市

町村組合であったという特殊性による。市町村組合にあっては土地所有者がその資格で水管理に直接参加するものでなく、市町村住民たる資格での間接的な参加となる。土地所有者の代表が維持管理者であった普通水利組合とくらべて、市町村組合にあっては土地所有者と維持管理者とは直接にはつながらない。このことが当地域が極めて地主制の顕著であった地域であるにもかかわらず農地改革による地主層の後退に伴う水利団体の性格の変化をあいまいにしている原因である。しかしながら一面、市町村組合の組織は普通水利組合とくらべて、行政面とより強くつながっており、このことが県管各農業水利改良事業において、その計画と実施を容易ならしめた面も考慮に入れなければならない。戦後の土地改良法制定以来、末端における土地改良事業も着々進行中である。末端に行けば行くほど、用水が生産力発展に果す役割もより直接的に顕現される。本地域における一般的傾向として、土地改良区は事業実施のみに終り、その後の維持管理は市町村へ移任されることが多いが、用水のもつ公共性と、これが地域における生産力発展に果す役割をおもうならば、今後の水利組合は単に水利施設の維持管理のみならず、用水の合理的利用の面まで考えるべきではなかろうか。用水の経済性が次第に認識されつつある今日の問題として、さらに研究しなければならない課題の一つはここにあると思われる。(1965.9.25)

(附) 本報告は農林省中国四国農政局委託による「簸川平野における土地改良事業長期総合効果調査」の一部をなすものである。

### 引用文献

1. 馬場 昭：水利事業の展開と地主制，P.4, 1965.3
2. 例えば 馬場 昭：前掲書，P.4, 農林省農地局：日本農業と水利用，P.iii, 1960
3. 例えば 山岡栄市：山陰農村の社会構造，1959.10, 竹浪重雄：簸川平野における湿田農業の発達と土地改良後営農の問題点，島根農科大学研究報告第9号A—3, 1961.3
4. 島根県内務部編：島根県舊藩美蹟，第4編，第12編 1912.3
5. 長瀬定市編：斐伊川史，1950.11
6. 島根県農林部農地開拓課編：島根県農地開拓史，1959.3
7. 農林大臣官房企画室：簸川平野における水田酪農地事情に関する調査報告書，P.12, 1958
8. 内藤正中：簸川平野における農業生産力の形成，日本農業発達史別巻上，PP.87—128, 1958
9. 竹浪重雄：前掲書，PP.14—16,
10. 建設省出雲工事事務所編：斐伊川改修40年史，1964.10
11. 長瀬定市編：前掲書
12. 直江部教育会：農村地域社会の調査，1949
13. 長瀬定市編：前掲書，第2編，PP.317—364, および当時の松陽新報，山陰日日，大朝，大毎等新聞の切抜（梶谷源蔵氏蔵）
14. 馬場 昭：前掲書，PP.48—51
15. 馬場 昭：前掲書，P.51, 鶴崎多一：農業水利制度概説，帝国農会報30の10, 1940.10
16. 長瀬定市編：前掲書，PP.263—264
17. 高浜村役場：潟水関係書一途（出雲市所蔵）
18. 島根県：斐伊川下流沿岸農業水利慣行について，P.35, 1958.7
19. 島根県：島根県史蹟名勝天然記念物調査報告第十輯，PP.29—31, 1939.10
20. 遥堪村：潟水関係書一途（大社町所蔵）
21. 高浜村役場：前掲書